

船橋市監査委員告示第11号

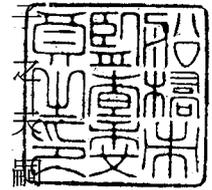
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成25年度から令和3年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和5年11月2日

船橋市監査委員

同  
同  
同

栗 林 紀  
齋 藤 弘  
浦 田 秀  
松 橋 浩



平成30年度

市長等からの通知年月日 令和5年10月19日

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
65	公園協会 (アンデルセン公 園)	134	指摘	デンマークグッズの購入委託契約に係る物品購入手数料のような特殊な業務の積算方法について、具体的に定めた会計法令は存在せず、統一的な積算基準や作成方法を定めることは困難な一面がある。しかし、公園協会として経済性や効率性を伴った予算執行を確保するためにも、事前に委託業者から参考見積もりを徴取するだけでなく、種目別・細目別に積算された設計書を独自に作成する等、受託者から提示された物品購入手数料の合理性について検証されたい。	R1.11.18	次回仕入時に合理的な購入手数料に基づき、委託先と現契約の見直しも含め協議中であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年以降、デンマークからの仕入れ実績はなく、監査時点と同じ状況である。	次回仕入時に納入伝票と購入伝票を精査したうえで、現契約の見直しの可否や手数料等の合理性の検証について結論づける予定である。